

栗原市水道使用水量の認定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栗原市水道事業給水条例及び栗原市水道事業給水条例施行規程に定めるもののほか、水道使用水量の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 使用水量の認定の基準は次のとおりとする。

(1) 水道使用者が給水装置の管理について、善良な管理人の注意をもって管理した場合で、次の事項に該当するときは、使用水量の認定を行うことができる。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を超えた場合に限る。

ア メーター故障及び鉛管腐蝕等による漏水の場合（凍結破損は除く）

イ 地下漏水の場合（破損等）

ウ 水抜栓漏水の場合（接合部破損、パッキン不良等）

エ 不可抗力による漏水の場合

(2) 次の事項に該当するときは、使用水量の認定は行わない。

ア 使用者が故意に給水装置を損傷した場合

イ 使用者が漏水の事実を知らずながら修理依頼を怠った場合

ウ 使用者側の都合で修理を延期した場合

エ 市長から給水装置の改善命令が出ているにもかかわらず、改善を怠った場合

オ 水抜栓の操作不良による漏水の場合（半開閉）

カ 蛇口等の目に見える部分での漏水の場合

キ 水道水に熱を加える装置での漏水の場合

(認定対象期間)

第3条 前条の規定により使用水量を認定する対象期間は、2箇月とする。

(認定申請)

第4条 使用水量の認定を受けようとするときは、使用水量認定申請書に指定給水装置工事事業者の修繕工事完了報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定水量の計算)

第5条 認定の計算は、使用者からの使用水量認定申請書及び指定給水装置工事事業者からの修繕工事完了報告書等を参考にして、当該使用水量から前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を差し引き、その水量に4分の1を乗じた水量に前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量を加えて算出するものとし、算出の結果2つの水量がある場合は、いずれか少ない水量をもって認定水量とする。ただし、当該使用水量が前4箇月又はその前年同期4箇月の平均使用水量の10倍を超えた部分については、10分の1を乗じるものとする。

第6条 この要領に定めるもののほか、市長が特別な理由があると認めるときは、これを認定することができる。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、施行日前のものには適用しない。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行し、平成24年6月使用分から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の栗原市簡易水道事業等給水条例の規定により計量した使用水量については、施行日以後においても改正後の栗原市水道使用水量の認定取扱要領に規定する使用水量の認定の基準とすることができる。
- 3 施行日前までに改正前の栗原市水道使用水量の認定取扱要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前までに改正前の栗原市水道使用水量の認定取扱要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。